

# 職員紹介制度規程（内規）

（全文）

第1条 この規定は職員紹介制度の取扱いについて定める。

（目的）

第2条 職員紹介制度は職員の採用及び長期雇用を計ることで、法人運営を安定的なものにすることを目的として実施する。

（定義）

第3条 この規定において、「職員紹介制度」とは、法人が必要とする職員を在籍職員が紹介した場合に謝礼を付与し、謝意を表す制度をいう。

2 紹介職員とは在籍職員で紹介した職員のことを指す。

ただし、この規程でいう紹介職員は、給与規則 別表4 等級別標準職務内容の1級、2級、3級、4級の職員をいう。

3 被紹介職員とは在籍職員から紹介された職員のことを指す

（適用条件）

第4条 在籍職員より職員の紹介があった時は書類選考後、面接を実施する。

（2）面接の結果、お互いが納得したことを確認できた場合、採用を決定する。

（紹介対象者）

第5条 被紹介者の年齢は65歳までとする。但し、経験豊富者または必要人材であればこの限りではない。

（謝礼の扱い）

第6条 採用が決定した場合、紹介職員及び被紹介職員、両者に対し同額を下記の要件で謝礼を付与する。原則として支払日に被紹介職員が在籍していることとする。

	採用 3か月後	採用 6か月後	採用 12か月後
8時間/日（40時間/週）勤務	30,000円	30,000円	40,000円
6時間/日（30時間/週）以上 ～8時間（40時間/週）未満	10,000円	10,000円	10,000円

2 ただし、採用12ヶ月の支払いに関しては被紹介職員が変則勤務及び夜勤、宿直ができる職務能力に達した際に支払われるものとする。

（有効期間）

第7条 本規定の有効期間は、令和6年3月1日～6月30日までとする。

（変更）

第8条 この規定は必要に応じ変更できる。

（附則）

1. この規定は、令和2年2月1日から実施する。